

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

旭川国民年金 事案600

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで

私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間①及び②における夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納や免除となっている。

申立期間①の国民年金保険料については、保険料が安くなるので半年分をまとめてA市B支所で納付しており、申立期間②については、免除申請を行った記憶は無く、保険料を納付していたので、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月の婚姻後において、国民年金に加入してから、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、申立人が納付していたとする申立人の夫の保険料は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた年度である48年4月から60歳となる平成20年*月までの保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、納付年月日が確認できる申立期間②以降、申立人と申立人の夫の納付年月日はおおむね一致している上、申立期間①については、夫婦の納付年月日は確認できないものの、オンライン記録から、夫の保険料はA市B支所が収納できた現年度保険料として納付されていることが確認でき、申立人が夫の保険料を納付していながら、自身の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いと主張しているところ、オンライン記録から、申立人は、当該期間の保険料は免除となっているものの、申立人の夫は、申立期間②のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間について、当初は免除期間であったが、同年8月30日付けで納付済期間へと記録訂正が行われている上、C公共職業安定所から提出のあった雇用保険特例受給記録証明書によれば、申立期間①及び②を含む昭和56年から61年までの期間に勤務していた各事業所における夫の離職時賃金日額は、各年1万円から1万4,000円の間であり、生活状況に大きな変化は見受けられず、申立期間①及び②の前後の期間の保険料を長期にわたって納付していながら、当該期間の保険料のみを納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案601

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

平成5年10月に国民年金に加入してからは、A銀行又は郵便局において、私の貯金やアルバイトの給与から国民年金保険料を納付しており、私が納付できなくなった後は、母親が保険料を納付してくれていた。

申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであるのに、申立期間の保険料を未納のままにしたとは考えられないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金への加入後の国民年金保険料は、A銀行又は郵便局において、自身又は母親が納付していたと主張しているところ、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿兼検認カードから、申立期間の前後の期間の保険料は、いずれも過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間の直後である平成7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料は、同年8月16日に過年度納付されているところ、その時点では、申立期間の一部である6年7月から7年3月までの期間の保険料も過年度納付することが可能であるにもかかわらず、当該期間の保険料を納付した形跡が無いことから、申立人の当該期間の保険料は既に納付されていたと考えるのが自然であり、納付意識の高い申立人が、申立期間の保

険料のみを未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成13年8月1日から同年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年2月1日から同年10月1日まで
② 平成19年1月1日から同年9月1日まで

A株式会社における平成13年2月から同年9月までの期間と19年1月から同年8月までの期間の標準報酬月額が、ねんきん特別便に記載されている標準報酬月額と相違していることに納得できない。

給与明細書を保管しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①のうち、平成13年8月1日から同年10月1日までの期間における標準報酬月額は当初36万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、これに基づき、23年6月10日に41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36万円）とな

っているが、申立人から提出された給与明細書から当該期間において、標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成13年2月1日から同年8月1日までの期間、及び申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、当初36万円及び50万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、これに基づき、23年6月10日に41万円及び59万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41万円及び59万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36万円及び50万円）とされている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）による記録訂正においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが要件とされている。

したがって、申立人から提出された給与明細書から、申立人が当該期間において、当初記録されたオンライン記録の標準報酬月額（36万円及び50万円）を上回る給与（40万円及び60万円）の支払いを受けていることは確認できるものの、当該明細書に記載されている厚生年金保険料額は、36万円及び50万円の標準報酬月額に相当する額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

旭川国民年金 事案602

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和60年9月、61年1月、同年3月、及び62年2月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和55年1月から60年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、61年2月及び同年4月から62年1月までの期間については、オンライン記録では納付済みとされていることから、納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年から63年まで

申立期間の国民年金保険料については、口座振替による納付か、A市B区役所で納付書により納付していた。

A市B区役所で国民年金保険料を納付したのは4回くらいあり、金額は大体5万円、3万円、3万円、1万5,000円だったと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、口座振替又はA市B区役所で納付書により納付しており、申立期間当時に納付したのは4回くらいで、保険料額は5万円、3万円、3万円及び1万5,000円だったと主張しているが、申立人が納付したとする保険料の納付時期及び納付期間についての記憶が極めて曖昧であり、申立人の主張する納付金額が申立期間のどの期間に該当するのか検証することができない。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人が他の市町村に転出し、昭和62年8月20日付けで申立人の当該名簿が消除されたことを示す記載が確認できることから、申立人が同年9月以降にA市において、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和62年8月以降の転居先については、「C市D地

区までは覚えているが、住所は覚えていない。C市では国民年金保険料を納付していない。」と述べていることから、申立人がA市以外の市町村で国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月、61年1月、同年3月及び62年2月から63年12月までの期間の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和55年1月から60年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、61年2月及び同年4月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、オンライン記録では納付済みとされていることから、納付記録を訂正する必要はない。

旭川国民年金 事案603

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年3月まで

申立期間当時、父親から、「国民年金制度が始まり、20歳になったので、老後のために加入手続をした。」と聞かされた。

当時、自分は学生だったので、全て親任せだったが、父親の性格から、国民年金に加入した以上は国民年金保険料を納付したと思うので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親から、申立人が20歳になった時に国民年金の加入手続をしたと聞かされ、父親が国民年金保険料も納付してくれたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者及び20歳到達者の資格取得日及び保険料納付開始日から、昭和51年1月頃と推認でき、その時点では、申立期間の大部分の保険料は時効で納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっており、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
昭和 49 年 2 月から株式会社Aにアルバイトとして入社し、B係として勤務し、同年 5 月には正社員となり、同年 7 月からは厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた当時の上司は、「申立人が入社した時期は分からないが、アルバイトとして入社し、自分の部下として4、5年働いていた。」と回答していることから、勤務期間や正社員とされた時期は特定することができないものの、申立人が、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格の取得日である昭和 51 年 4 月 1 日より前から、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は当時の同僚の名字しか記憶していないため、該当者を特定することができず照会することはできない上、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の同僚6人に照会し、回答があった一人は申立人を覚えていなかったことから、申立期間における申立人の勤務期間及び勤務実態についての証言等は得られなかった。

また、株式会社Aは、当時の資料等は残っていないと回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 51 年 4 月 1 日となっており、雇用保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できるところ、同社における雇用保険の加入記録が確認できた

同僚7人についても、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日はおおむね一致していることから、同社では、雇用保険と厚生年金保険に同時期に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に新規で払い出された厚生年金保険被保険者台帳の記号番号と、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同僚9人に係る記号番号は連番となっており、記載内容に不自然さは無いほか、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事所（当時）において、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
年金受給の手続のため A 社会保険事務所（当時）を訪ねたとき、B 株式会社での厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。脱退手当金をもらったり、請求したりした記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 41 年 6 月 1 日）から約 4 か月後の昭和 41 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人からは、受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、A区に工場があったB有限会社に昭和42年2月から正社員として入社し、商品を製作していた。工場がC県D町（現在は、E市）に移転した後も同社に継続して勤務し、46年3月に故郷に戻ることになり退職した。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間②については、正社員としF株式会社で、配送の仕事をしていた。同社での厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた同僚二人は、「申立人と一緒にB事業所で働いていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がB事業所で勤務していたことは認められる。

また、申立人はB有限会社に勤務していたと申し立てているが、同社に係る商業登記簿謄本は確認できず、厚生年金保険の適用事業所となった記録も見当たらないが、平成20年11月17日に株式会社として法人登記された、C県E市に所在する株式会社Bに係る商業登記簿謄本が確認できるところ、同社の現在の社長は、「以前は個人経営のBという事業所で、A区にあり、そこから現在地に移転してきた。申立人が勤務していたことを覚えている。」と証言している上、同氏の父親で先代の社長（死亡）の氏名は、申立人が記憶していた事業主の氏名と一致することから、同社は申立人が勤務していた事業所であると認められる。

しかしながら、オンライン記録において、B事業所又は株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、現在の社長は、「私の父が代表だった頃から株式会社となるまでは、個人経営の事業所で、現在も厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。」と回答している。

また、申立人が記憶していた同僚二人についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できず、このうちの一人からは、「B事業所には、A区にあった頃から勤務しており、E市に移って申立人が故郷に帰った後も勤務していた。B事業所は個人経営の事業所で、厚生年金保険には加入していなかった。」との証言を得ており、残りの一人からも、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

申立期間②について、同僚等の証言から、期間を特定することはできないものの、申立人がF株式会社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は正社員として勤務していたと主張しているところ、現在は取締役となっている同僚及び申立人が名前を記憶していた上司からは、「申立人はアルバイトとしてF株式会社に勤務しており、当時、アルバイト等は厚生年金保険に加入させていなかった。」との証言を得ている上、このうちの一人が、申立人と同じ営業所でアルバイトとして勤務していたとして名前を挙げた同僚についても、申立期間②当時にF株式会社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中には確認できない。

さらに、F株式会社は昭和46年6月1日にG厚生年金基金に加入しており、同社は、「正社員は、厚生年金保険とG厚生年金基金に加入している。」と回答しているところ、同基金からは、申立人に係る加入記録は無いとの回答を得ており、これらを踏まえれば、申立人は、厚生年金保険の加入対象とはならない働き方の従業員であったものと推認できる。

加えて、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い。

また、申立期間において、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月20日から39年9月2日まで

脱退手当金という給付制度を知らなかったが、日本年金機構から届いた脱退手当金の確認はがきを見て、A株式会社において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、脱退手当金をもらった記憶が無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A株式会社を退職後、20歳に到達する昭和40年*月以後の期間において、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず国民年金には加入しておらず、申立人からの回答においても、脱退手当金を受給した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和39年9月2日）と脱退手当金の支給決定日（昭和42年2月10日）の間の被保険者期間（昭和41年9月16日から同年10月20日まで）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっているB株式会社C支店に係る被保険者期間については、1か月と短く申立期間とは別の記号番号で管理されており、

オンライン記録において、当該記号番号が統合処理されたのは平成17年9月16日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。